

地方税法施行規則の一部を改正する省令について（概要）

1. 改正理由

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に伴い、不動産取得税及び固定資産税の課税の特例に関する規定について所要の規定の整備を行う必要があるため。

2. 改正の内容

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）第十五条の改正に伴い、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第二十二条の四第1項及び第二十四条の二について所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日

平成26年1月20日
（産業競争力強化法の施行日）